

板橋区現任保育従事職員資格取得支援事業補助要綱

平成29年2月7日区長決定

平成29年11月16日区長決定

平成31年2月5日区長決定

令和2年1月29日区長決定

令和3年3月12日区長決定

令和4年3月31日区長決定

令和5年2月28日区長決定

令和6年3月21日区長決定

令和7年1月8日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の区域内（以下「区内」という。）に所在する私立保育施設等の保育に従事する職員（以下「保育従事職員」という。）の保育士資格（以下「資格」という。）の取得支援のために保育事業者が要した経費の一部を補助することにより、保育人材を確保し子どもを安心して育てることができる体制整備を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(対象施設等)

第2条 この補助金の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、国、地方公共団体以外の者が設置する区内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設又は事業とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により板橋区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、同法第34条の15第2項に規定する認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型（以下「小規模保育事業A型」という。）又は第31条に規定する小規模保育事業B型（以下「小規模保育事業B型」という。）
- (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

(補助事業等)

第3条 この要綱の補助事業は、対象施設等が雇用している資格を有していない保育従事職員の資格の取得の支援を目的として、資格を取得するために要した養成施設（法第18条の6第1号に規定する東京都知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。）の受講料等及び受講する保育従事職員の代替に伴う雇上費を事業者が負担した場合に、当該事業者に対し区が補助を行う事業とする。

2 この要綱の補助対象事業は、前項の規定による受講料又は雇上費を事業者が負担する事業とする。

(交付対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者は、区内で対象施設等を運営し、第5条に規定する保育従事職員を雇用している事業者とする。ただし、事業者が次の各号のいずれかに該当する者の場合には、交付の対象としない。

- (1) 特別区民税及び軽自動車税を滞納していること（事業者が個人の場合に限る。）
- (2) 法人住民税を滞納していること（事業者が法人の場合に限る。）
- (3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）であること

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない者又は改善の見込みがない者が設置するもの

(対象者)

第5条 この補助金の対象となる保育従事職員は、交付年度の4月1日から3月31日までに養成施設において受講を開始した者のうち、下記の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 認可保育所、認証保育所、小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型に勤務する資格を有していない現任保育従事職員等であって、養成施設を卒業することにより資格を取得するものであること。
- (2) 資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で勤務することが決定した者であって、対象施設等において、1年以上勤務する意思があるものであること。
- (3) 対象となる現任保育従事職員等は、受講期間中においても、原則として対象施設等で勤務している者であること。
- (4) 交付年度の3月31日までに、対象施設等から区へ提出した養成施設の受講等に係る実施計画書に記載されている者であること。
- (5) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるものとする。

(実施計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が指定する期日までに現任保育従事職員資格取得支援事業実施計画書（別記第1号様式）を区長へ提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 申請者は、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長が指定する期日までに区長へ提出しなければならない。

(1) 現任保育従事職員資格取得支援事業補助金所要額内訳書（別記第3号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほか、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているものすべて）を添付するものとする。

(1) 助成の申請に当たって、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）において、区税納付状況調査に関する同意をしない場合

(2) 板橋区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

(3) 板橋区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほか、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付の決定等)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査により補助金の交付を不適当と認めたときは、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により第8条の規定による申請の内容を変更する場合は、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

(承認事項)

第11条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適切な処理を行うよう指示することができる。

(財産処分の制限)

第 13 条 交付決定者は補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁告示第 9 号)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(財産の管理)

第 14 条 交付決定者は補助対象事業により、取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後に置いても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(状況報告)

第 15 条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に事業の遂行状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第 16 条 区長は、第 12 条第 1 項及び前条の規定による報告、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助対象事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第 17 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金実績報告書(別記第 7 号様式)に必要な書類を添えて、区長が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、現任保育従事職員資格取得支援事業補助金確定通知書(別記第 8 号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 19 条 交付決定者は、前条の規定に基づいて確定の通知を受けたときは補助金交付請求書(別記第 9 号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) 現任保育従事職員資格取得支援事業補助金内訳書(別記第 10 号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第 20 条 区長は、交付決定者の行う補助対象事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、本事業に適合させるための措置をとるべきこ

とを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 21 条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った補助対象事業に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第 18 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 補助対象事業を中止したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 交付決定者が第 4 条第 2 項に該当するに至ったとき
- (5) 交付決定者が第 17 条に規定する区長が定める期日までに実績報告書を提出しなかったとき
- (6) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 22 条 区長は、前条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 23 条 交付決定者は、第 21 条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第 24 条 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 25 条 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(補助対象施設・事業の運営上の留意事項)

第 26 条 この補助金の交付を受ける交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(施設・事業所に備える書類等)

第 27 条 交付決定者は、補助金と補助対象事業に係る会計書類及び補助対象事業の実施状況を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 28 条 この補助金の交付を受けた事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長へ報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 この補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返納しなければならない。

(準用)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによる。

(委任)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条関係）

項目		養成施設の受講により保育士資格を取得する者							
第5条の対象者に該当するもの	対象経費	①養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 ※保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、保育従事職員等は、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。 ②受講する保育従事者の代替に伴う雇上費 ※保育士資格取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事職員を雇用する場合の経費。上記①と同様に、保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、保育従事職員等は、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。							
	認可保育所 認証保育所 小規模保育A型 小規模保育B型	【補助基準額】 ①対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、以下の金額を上限とする。 養成施設卒業による資格取得の場合 300千円 ②1日当たり <table><tr><th>補助年度</th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>7,220円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>7,440円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>7,690円</td></tr></table> ※対象者1人につき、最大80日まで	補助年度	補助基準額	令和4年度	7,220円	令和5年度	7,440円	令和6年度
補助年度	補助基準額								
令和4年度	7,220円								
令和5年度	7,440円								
令和6年度	7,690円								